

飲酒運転の撲滅について

飲酒運転は「絶対しない！させない！許さない！」そして「見逃さない！」



◆飲酒運転の罰則・行政処分◆

- 酒酔い運転 . . . 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
免許取消し（35点・欠格期間3年）
- 酒気帯び運転 . . . 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
〈呼気中アルコール濃度0.25mg/ℓ以上〉
免許取消し（25点・欠格期間2年）
〈呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上〉
免許停止（13点・90日）

※ 行政処分については、前歴及びその他の累積点数がない場合

※ 運転手だけでなく、

「車両等の提供」 → お酒を飲んだ人に車両等を貸すこと

「酒類の提供」 → 車を運転する人にお酒を飲ませること

「車両に同乗」 → 飲酒運転の人が運転する車に同乗すること

も処罰の対象となります！

◆飲酒運転を見かけたら迷わず110番通報を◆

こんな車は飲酒運転の可能性があります。

見かけたら、迷わず110番通報してください。

- ・ ふらつきながら走行している
- ・ 急発進や急加速を繰り返す
- ・ 速度が異常に速い・異常に遅い
- ・ 曲がるときに不自然に大回りする
- ・ 酒に酔った様子の人が車の運転席に乗り込もうとしている など

あなたの通報が飲酒運転による悲惨な事故を未然に防ぐことに繋がります！



◆飲酒運転をしてしまわないために◆

- 体調や翌朝の運転を開始する時間を考えて、十分に時間に余裕を持って飲酒しましょう。

アルコール1単位（ビールなら500ml、日本酒なら1合）が身体から抜けるには約4時間（女性なら約5時間）かかると言われています。

体調等によっては、更に時間がかかります。

- アルコールが少しでも残っている場合は、絶対に運転せずに、公共交通機関を利用する等しましょう。